

平成30年度クリーニング師試験実施要領

- 1 試験日時 平成30年11月14日(水)
- (1) 学科試験 午前10時から11時30分まで(90分間)
- (2) 実技試験 午後0時50分から
- ① 繊維・薬品の鑑別 午後0時50分から(試験時間は12分間)
- ② アイロン操作 午後1時10分から(1人15分間)

2 試験会場 山形県庁(山形市松波二丁目8番1号)

3 試験科目

試験科目	配点
(1) 学科試験	
① 衛生法規に関する知識	100点
② 公衆衛生に関する知識	100点
③ 洗たく物の処理に関する知識	100点
(2) 実技試験	
① アイロン操作(純綿白ワイシャツ仕上げ)※	60点
② 繊維の鑑別	20点
③ シミ抜き用薬品の選定	20点

※採点項目は6項目とし、1項目10点満点とする。

4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条(高等学校の入学資格)に規定する者

5 受験手続

(1) 受験願書の請求先

平成30年8月31日(金)から各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁においては保健企画課生活衛生室)(以下「保健所」という。)で配布する。

ただし、郵送を希望する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号を記載し、120円分の切手をはった返信用封筒(A4サイズ)を同封のうえ、下記に請求のこと。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課 営業衛生担当

(2) 受験願書の受付期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月16日(火)まで。ただし、郵送による場合は、平成30年10月16日(火)までの消印のあるものを有効とする。

(3) 受験願書の提出先

最寄りの保健所に提出すること。

県外居住者にあつては、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に必ず簡易書留で郵送すること。

※受験願書を受理した後は、提出書類及び受験手数料の返還は一切行わない。

(4) 提出書類

- ① 受験願
- ② 履歴書
- ③ 写真は手札形（縦 10.8cm×横 8.3cm）とし、出願前6か月以内に正面で撮影し、上半身、脱帽のもの。裏面に氏名及び生年月日を記載すること。
- ④ 受験資格を証する書類（次の書類のうちいずれかとする。）
 - イ 卒業した中学校、高校、高等専門学校、大学（短大を含む）の卒業証明書（原本）
 - ロ 卒業した中学校、高校、高等専門学校、大学（短大を含む）の卒業証書の写し（原本提示）
（郵送で出願するときは、卒業証書原本も添付し、卒業証書が入る返信用封筒（140円分切手をはったもの）も同封すること。）
 - ※ 卒業証明書等の姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本等を提出すること。
 - ※ 大検合格証書は不可とする。イ、ロにより難しい場合は、必ず事前に問い合わせること。

(5) 受験手数料

- 9,000円分の山形県収入証紙を受験願書に張り付けて納入すること。
- ※ 「山形県収入証紙」は、国の「収入印紙」とは異なるので、間違えないこと。
 - ※ 消印はしないこと。
 - ※ 山形県収入証紙の販売所はこちらから
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kaikei/480001/kensyoushi/urisabaki.html>（パソコン専用サイト）
 - ※ 県外在住者は、地方職員共済組合山形県支部（山形県庁購買部）が山形県収入証紙の郵送での販売を受け付けている。詳細については、地方職員共済組合山形県支部（山形県庁購買部）電話 023-630-3011に直接問い合わせること。（郵送等の経費が別途必要となる。）

6 受験票の送付

平成30年10月26日（金）までに発送する。受験票が到着しないときは、山形県環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（023-630-2329）まで連絡すること。

7 合格発表

平成30年11月30日（金） 午前10時

山形県庁正面玄関東側掲示板及び山形県内各保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には合格通知書を送付する。なお、電話による問い合わせには応じない。

*合格者の受験番号は、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) にも掲載する。

8 合否判定基準について

- (1) 学科試験の合格基準は、総得点180点以上かつ各科目50点以上とする。
- (2) 実技試験の合格基準は、以下のとおりとする。
 - ① アイロン操作30点以上かつ各採点項目3点以上
 - ② 繊維鑑別及び薬品選定の合計20点以上かつ各科目とも0点ではないこと
 - ③ ①②の条件を満たし、かつ総得点60点以上
- (3) 最終合格者は、学科試験及び実技試験の両方の合格基準を満たした者とする。

9 試験結果の開示

- (1) 受験者本人から口頭による開示（簡易開示）請求があった場合、学科試験及び実技試験の総合得点を開示する。
- (2) 開示請求を行うことができる期間は、平成30年12月3日（月）から平成30年12月28日（金）まで（閉庁日を除く。）とする。（なお、12月3日（月）は午前10時からとする。）
- (3) 開示請求の受付場所は、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（県庁2階）とする。
- (4) 開示請求を行うことができる者は、本人に限るものとし、電話による開示請求はできない。
- (5) 開示請求を行う場合は、交付した受験票及び本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示すること。

10 その他

- (1) 試験当日の集合時間等については、受験票により通知する。
- (2) 試験に関し不明な点は、下記に問い合わせること。

名 称	住 所	電話番号	担当課（室）担当名
村山総合支庁 （村山保健所）	〒990-0031 山形市十日町1-6-6	023-627-1186	生活衛生課 営業衛生担当
最上総合支庁 （最上保健所）	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1261	保健企画課 生活衛生室
置賜総合支庁 （置賜保健所）	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	0238-22-3873	生活衛生課 営業衛生担当
庄内総合支庁 （庄内保健所）	〒997-1392 三川町横山字袖東19-1	0235-66-5666	生活衛生課 営業衛生担当
環境エネルギー部 食品安全衛生課	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2329	営業衛生担当